

令和7年第12回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年12月19日(金) 9時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	小城和之	出席
3番	市川洋	出席
4番	山田洋子	出席

4 出席職員

教育次長	柿本剛
総務学事課長	大井一徳
総務学事課	重安千陽
	浅井田展彦
	丸茂宣潔
	榎野直也
	須藤颯太
生涯学習課長	川村恭彦
生涯学習課	武田宜裕

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和7年第12回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第3で予定している報告第24号は、個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。その他にご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第24号の審議を「公開しない」とすることに異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、報告第24号の審議は「非公開」と決定しました。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、12月19日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第31号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第31号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この度の改正は、出勤簿の押印を廃止し、電磁的記録により整理保管できるようにするため、また、特別休暇の取得単位が分単位まで拡大されること等に伴う様式の改正が必要となるため、本規程の一部を改正しようとするものです。この度改正しようとする大竹市立小中学校職員服務規程は、大竹市立小中学校に勤務する職員の出勤や休暇など服務に関して定めたものです。なお、ここでいう職員とは、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する常勤の職員及び再任用短時間勤務職員です。現在、学校に勤務する職員の勤務時間制度は、育児・介護に伴う早出遅出勤務制度、育児短時間勤務、部分休業、子育て支援部分休業等大変複雑化しており、出勤簿のみでの出勤確認をすることが困難になっており、その都度、個々に確認をしている現状もあり、勤務管理の確認業務に時間を要している状況にあります。よって、出勤簿の押印、押印の確認作業、集計作業など教職員の事務負担軽減を図るために、この度、第5条の規定を改正することで、出勤簿の押印を廃止し、電磁的記録により整理保管できるようにしようとするものです。また、出勤簿の様式については、県立学校において使用している様式に改正するものです。次に、別記様式第4号特別休暇簿の改正について、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第10条第1項の表第8号に規定する特別休暇、いわゆる病気休暇の取得単位が分単位まで拡大されることに伴い、別記様式第4号の注釈にある分単位まで記入するものに8号を追加するものです。続いて、別記様式第10号職務専念義務免除承認簿の改正につきましては、職務専念義務免除の事由にフレッシュアップ厚生計画参加を加えるものです。フレッシュアップ厚生計画については、若年層職員の健康の保持及び元気回復を図るため、令和5年4月1日から実施されているところです。このフレッシュアップ厚生計画に参加する場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の規定に該当するため改正するものです。なお、この訓令は令和8年1月1日から施行するとしています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員 学校でタイムカードを導入していたと思うのですが、学校での勤怠管理はどのようなシステムで行っているのでしょうか。

事務局 現在、出勤の確認は出勤簿への押印で管理しています。学校への入校・退校時間については、パソコンで管理しています。

山田委員 職員がどれくらい働いたかの管理はどのようにしていますか。

小西教育長 パソコンで管理しています。入校時間、退校時間の確認をした際に、時間外勤務の時間も記録されます。

山田委員 押印がなくなると解釈して良いのでしょうか。

事務局 出勤簿に押印する行為がなくなります。

市川委員 これまで職員がパソコンで記録を取っていたと思うのですが、それと同じ形をとるのでしょうか。

事務局 入校・退校のパソコンでの記録については、時間管理が必要になるので引き続き続けていきます。ただ、出勤簿への押印は必要なくなり、勤務状況についてはパソコンで記入することになります。

山田委員 個人で記入が必要なものなのでしょうか。

事務局 個人での出勤簿への記入は必要ありません。休暇等については申請書等を記入することになりますので、それに基づいて管理職等が勤務状況を管理することになります。

山田委員 分単位の休暇願は紙で提出するのですか。システム上で申請するのですか。

事務局 特別休暇については、確認が必要になりますので紙で提出になります。

池田委員 年次有給休暇についてはどうでしょうか。

事務局 これまで通りの扱いから変更ありません。

池田委員 電磁的記録とのことで、出勤確認はどのタイミングで行うのでしょうか。入校・退校のタイミングで行うのでしょうか。

事務局 現在、入校・退校のパソコン上での出勤確認と、出勤した際の押印の両方で確認していましたが、押印を省き、入校したらパソコンを操作し、退校する際にもパソコンを操作することで、出勤状況を確認することになります。

小西教育長 この操作が出勤の確認になります。現場の教員は楽になると思います。他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いての日程第3報告第24号については、会議の冒頭で、「公開しない」とことと決定しました。よって、これより非公開とします。なお、この案件については、個人的な内容が含まれるため、議事録の審議内容の部分については、非公開とさせていただきます。

～報告第24号の審議についての議事録は非公開～

報告第24号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

議案第32号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第4「議案第32号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和8年度に特別支援学級で使用する教科用図書については、令和7年第5回の教育委員会において制定されました「令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校の中で特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第8回定例会において、採択して頂きました。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定については、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法施行規則第139条に基づき、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、他の適切な教科用図書を使用することができるとされています。先ほど、大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について報告させていただきました、第2回就学指導委員会の審議の結果、特別支援学級への入級につい

て答申があり決定した児童について、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「生活」については、第8回定例会において採択した教科用図書の中に適したものがありませんでした。よって、教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、基本は前年度の8月31日までに行うべきではありますが、今回は同条第2項「9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要性が生じた場合」に該当しますので、「令和8年度使用特別支援学級用教科用図書」の採択をお願いするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小 城 委 員 小学生が対象とのことで、それぞれの学校の特別支援学級の児童が使うのでしょうか。

事 務 局 新しく小学1年生になる予定の児童が使用します。

小 城 委 員 大竹、小方、玖波の3つの小学校で使用する予定ですか。

事 務 局 今回提案した生活の教科書は、大竹小学校で使用する予定の教科書です。

小 城 委 員 特別支援学級で使用する教科書は現場に応じて選定されるので、今回は大竹小学校だったのだと思います。したがって、それぞれの学校、学年に応じて教科書は随時審議が図られると理解して良いでしょうか。

小西教育長 「個に応じて」ですので、随時審議されます。

市 川 委 員 下学年の教科書を使うことが子どもによってはあると思いますが、使っている児童生徒はいますか。

事 務 局 下学年の教科書を使用している児童生徒もいます。

小 城 委 員 今回は新小学1年生のための教科書だと思うのですが、他の学年はどのように決めるのでしょうか。例えば、いくつかの教科書を提示して見てもらい、一番興味を持ったものが選ばれるのか、先生方がこの子にはこの教科書が良いと判断しているのか、教えてください。

事 務 局 教科書選定は教職員が選んでいます。知的障害の児童生徒については、実態に応じて下の学年の教科書が良いだろう、図鑑のような一般図書の中からこの本がその子にとって良いだろうといったように選びます。また、使ってみて実態に合わなかったら、その次の教科書を選ぶ時に確認していく流れになっています。

池 田 委 員 一般図書を見ることはなかなか難しいと思うのですが、私たちが日頃目にしない教科書については、教育委員会議の中で見る機会を作っただけではないでしょうか。

小西教育長 考えていきます。大竹市には知的学級、情緒学級、病弱学級があります。知的学級については個に応じて下学年の教科書も使いますし、こういった図鑑も使います。ただ、情緒学級については、学年の教科書を使うことが原則となります。そこについての教科書採択はありません。他に質疑はありますか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和7年第12回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時15分】

.....